

## 公立図書館の指定管理者制度について

社団法人日本図書館協会

公の施設の指定管理者制度が導入されて5年を経ました。この間公立図書館へのこの制度適用をめぐるさまざまな動きがありましたので、改めてこの問題に対する日本図書館協会の考え、およびこの問題をめぐる状況などについてまとめました。

日本図書館協会は、公立図書館の管理運営形態はそれぞれの自治体、および図書館の状況に即して創造されるべきであり、多様であってよいと考えております。しかし指定管理者制度の適用はなじまないと考えております。司書集団の専門性の蓄積、所蔵するコレクション形成は図書館運営にとって極めて重要なことですが、これは一貫した方針のもとで継続して実施することにより実現できます。図書館は設立母体の異なる他の図書館や関係機関との密接な連携協力を不可欠としています。さらに図書館は事業収益が見込みにくい公共サービスであり、自治体が住民の知る権利と生涯学習を保障するためにその経費のほとんどを負担すべき事業です。こういった点からも図書館は、地方公共団体が設置し教育委員会により運営される仕組みは極めて合理的です。

指定期間が限られているもとで事業の蓄積、発展ができるか、民間事業者の参入や経費節減により図書館で働く人たちの賃金等労働条件に安定性を欠く事態を招来し、有為な専門職員の形成・継承ができるか、など指定管理者制度には図書館の基本に関わる問題点があります。

地方自治法は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」に指定管理者制度の適用を許容していますが、公立図書館にこの制度を適用したこれまでの事例には、この点に照らした説明が十分ではありません。

図書館への指定管理者制度導入は、文部科学省調査によれば54館(1.8% 2005年10月現在 管理受託も含む)、当協会調査では市町村で129館、導入しないと答えている自治体は400強あります(2008年5月現在)。図書館における例が極めて少ないことは明らかです。図書館協議会において慎重な議論を重ねた事例では、再検討や中止を具申するものが多く、導入を促す事例はほとんどありません。議会においても同様で、図書館への導入を積極的に促す発言よりも、図書館の役割、住民の期待などを論じ、サービス充実のために態勢強化を求めるものが多くみられます。

このような状況を反映したものと思われませんが、先の国会における図書館法改正の審議過程で、公立図書館など社会教育施設の指定管理者制度が論議された際、この制度の適用について肯定する意見はありませんでした。“図書館への指定管理者制度適用は、住民サービスの向上、経費削減を図ることを目的とされているが、図書館サービスは、単に利用者数が増えるとか、開館時間数の延長、開館日数の増といった量的なものだけでは測れない性質のものがある、経費削減により安定した長期雇用が保障されず、短期の職員の入れ替

わりによる弊害が生じている、やはり職員の質の向上が大切だ”、との議員質問に対して、文部科学大臣は、“公立図書館への指定管理者制度の導入は長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまない、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、やっぱりなじまない、図書館に指定管理者制度を導入されるということであればそういった懸念が起こらないようにしていただくことが大事だ”、と答弁しました（2008年6月3日 参議院文教科学委員会）。

また国会に招致された参考人は、“指定管理者制度の基本的な目的である経費節減が職員の労働条件などいろいろなところに波及していくこと、管理期間の指定は、人々のいろいろな要求をつかまえながら進めていく息の長い継続性が求められる地域の社会教育の営みになじまない”、とこの制度そのものに問題があることを述べました。

これらの論議を受けて国会は、「国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応じていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。」との附帯決議を全会派が一致して行いました。

さらに総務省は本年度の地方財政運営についての通知のなかで、特に指定管理者制度を取上げ、検証、見直しの留意すべき事項を示しました。公共サービス水準の確保、専門的知見を有する外部有識者の視点導入、適切な積算に基づいた委託料など19項目におよぶものです。これらを図書館の管理運営の内容にそってつぶさに検討すると、指定管理者制度は図書館には不向きな制度であるといえます。

この間指定管理者制度を導入した例をみると、十分な情報提供や説明がなされず、図書館協議会にも諮ることなく実施に移されたところが多くあります。住民団体が総務省に、住民への説明責任を果たすよう地方公共団体に徹底することを要請するほどです。私どもは、図書館は利用者、住民と図書館との協働によりつくりあげていくこと、他の図書館や教育機関との連携協力により、それぞれの自治体の実状に応じた管理運営形態が創造されることを期待しています。

国会の附帯決議にあります「適切な管理運営体制の構築を目指すこと」の検討に資するよう日本図書館協会としても情報提供や意見表明などを引続き行っていくよう努めて参ります。

以上